

議員提出議案第3号

北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成29年9月1日

岩倉市議会議長 黒川 武 殿

提出者 岩倉市議会議員 大野 慎治

賛成者 岩倉市議会議員 伊藤 隆信

岩倉市議会議員 柳谷 規子

岩倉市議会議員 塚本 秋雄

岩倉市議会議員 鬼頭 博和

岩倉市議会議員 宮川 隆

北朝鮮による弾道ミサイルの発射に対する抗議決議

去る8月29日、北朝鮮より通告なしに発射された弾道ミサイルが日本上空を通過し、北海道襟裳岬沖約1200キロメートルの太平洋上に落下した。北朝鮮は昨年以降、2度の核実験を行い、30発以上の弾道ミサイルの発射を繰り返している。

今回の北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障にとってこれまでにない深刻かつ重大な脅威であるとともに、国連安全保障理事会の決議に対する違反行為である。岩倉市議会は、国際社会の恒久平和に向けて「核兵器廃絶平和都市宣言」を採択した立場から、弾道ミサイルの発射を断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、北朝鮮による市民の生命、財産及び安全を脅かす行為に対し、強い憤りをもって厳重に抗議する。

以上、決議する。

平成29年9月1日

愛知県岩倉市議会